

公益財団法人日本バレーボール協会 2016 年度第 8 回理事会(定例) 概要

1 日 時：2017 年 1 月 17 日(火) 14:00～16:00

2 会 場：公益財団法人日本バレーボール協会 会議室

3 出席者：

理事総数 18 名

出席理事 15 名

会長（代表理事）木村憲治

理事 志水雅一、林孝彦、下山隆志、桐原勇人、井原実、柿木章、
坂本友理、迫田義人、竹内浩、中上孝文、林義治、丸山由美、
宮嶋泰子、山口香

監事総数 3 名

出席監事 2 名 工藤陽子、西川秀人

4 議 長：木村憲治

5 決議事項

- (1) 役員候補者推薦委員会の設置と委員の選任について
- (2) コンプライアンス違反に対する処分について

6 議事の経過の要領及びその結果

会長が議長席に着き開会を宣し、本理事会は、定款第 41 条に定める定足数を満たしており、適法に成立した旨を告げた。

続いて議事録記名押印理事に志水副会長を選出し、議案の審議に入った。

(1) 役員候補者推薦委員会の設置と委員の選任について

役員候補者推薦委員会の設置と委員の選任について以下の説明がなされ、賛否を諮ったところ、下記の通り承認可決された。

2017 年 6 月開催の定時評議員会終結の時をもって、現在の理事 18 名の任期が満了となるため、本日の理事会では、役員候補者推薦規程に則り役員候補者推薦委員会の設置と委員の選任を行う。

役員候補者推薦委員会は評議員 1 名、業務執行理事 1 名、理事 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名とそれ以外の属性である外部委員 2 名の計 7 名で構成される。役員候補者推薦委員会では各理事及び加盟 57 団体から推薦された理事候補者を審議し、理事会に提出するための推薦リストを纏める。その後、委員会から提出された推薦リストに基づき理事会では評議員会に提案するための理事候補者を決定し、評議員会で理事選任の最終決定が行われる。

[役員候補推薦委員会の設置について]

<承認可決>

[役員候補者推薦委員の選任について]

<承認可決>

[評議員]	西川 友之	※評議員会からの推薦
[理事（業務執行理事）]	井原 実	※業務執行理事からの推薦
[理事（業務執行理事以外）]	丸山 由美	※理事会での推薦
[監事]	廣 紀江	※監事からの推薦
[事務局]	村上 成司	※事務局からの推薦
[外部]	山ノ川 孝二 (クラリオン株式会社 取締役)	※会長及び業務執行理事からの推薦
[外部]	金城 美江 (三好総合法律事務所 弁護士)	※会長及び業務執行理事からの推薦

(2) コンプライアンス違反に対する処分について

コンプライアンス違反に対する処分について説明がなされ、賛否を諮りこれを承認可決した。

2016 年 12 月 20 日に開催されたコンプライアンス委員会にて、下記処分案が決定されたので、理事会にて正式決定いたしたい。

1. 対象者

対象者 : (元) 横浜市立中学校 教諭 バレーボール部顧問

JVA/日体協資格 : バレーボール指導員 (MR S 未登録)

役職 : (元) 神奈川県中学校体育連盟バレーボール専門部 強化指導副委員長

2. 確認された事実

(1) 概要

体罰 : 後頭部をつかんで引き倒す。押して首がしまる。

鎖骨付近を突く。拳で殴る。練習時にいきなりボールをぶつけ、目にけがをさせる。
口の中を切る。ミーティング時にボールをぶつける。尻や太ももを蹴る。
セクハラ：手のひらで尻を触る。尻を持ち上げる。資料を見る時、横から肘で胸に触る。
練習時に胸を触る。脚や腰のマッサージや手で尻をたたく。
暴言：身体や容姿に関わることや、人権的に問題のある発言を繰り返す。
教師として不適切な発言をする。

※当該顧問は、過去にも部活動における体罰行為を行っており、当時の校長から注意・指導を受け、二度と行わない誓約をしたにも拘らず、転任校で本件を引き起こした。

(2) 実施された処分等

- 平成 28 年 10 月 20 日付横浜市教育委員会による「免職処分」
- 神奈川県中学校体育連盟バレーボール専門部強化指導副委員長 解任

(3) 本人からの弁明

日本体育協会より書面にて「事実確認と弁明の有無」について確認したところ
平成 28 年 11 月 20 日付で本人より弁明書が提出された。

3. 該当するコンプライアンス規程

第 6 条（禁止事項）

- 1 JVA 関係者は、次に掲げる行為（以下「法令等違反行為」という。）を行ってはならない。
- 自ら法令等に違反する行為
 - 法令等違反行為の例として以下の行為がある。
 - 暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメント、差別、暴言等、その他人権尊重の精神に反する言動

第 21 条（懲戒処分）

- 1 JVA は、法令等違反行為を行った JVA 関係者に対して、下記の処分を行うことができる。
下記処分は併科することができる。
- (5) 第 4 条 (4) 「指導者、審判員、判定員等資格保有者」については、厳重注意、譴責、期限付き資格停止、無期限の資格停止、登録抹消、その他必要に応じた処分

4. 本件に関する処分案

当該顧問を日体協公認バレーボール指導員資格「登録抹消」処分とする。

併せて、一般財団法人神奈川県バレーボール協会に対して「体罰・暴力・セクハラの再発防止に対する対策」の提出とその対策の確実な実行を要請するものとする。

(※なお、本件の最終処分は、本日の当協会の決議結果を受けて開催される公益財団法人日本体育協会の処分審査会の決定による。)

7 報告事項

(1) 2016年度第3四半期職務執行報告

法令及び理事会運営規程に基づき、2016年度第3四半期の職務執行報告が行われた。主な報告内容は以下の通りである。

【木村会長、強化事業本部長、ビーチバレーボール事業本部長】

- ①「有明アリーナ建設嘆願」についての各記者会見 出席
- ②全日本監督就任記者会見 出席
- ③FIVB ファビオ・アゼベド氏 来日応対
- ④FIVB 理事会（スイス）出席
- ⑤バレーボール議連発足懇談会 出席
- ⑥天皇杯・皇后杯記者会見 及び 代表者会議出席
- ⑦男女強化委員会 出席
- ⑧JOC ジュニアオリンピックカップ（中学選抜大会）視察

【林業務執行理事 事務局長】

- ①FIVB 総会（アルゼンチン）、FIVB 会議（スイス）出席
- ②第1回全国おふく大会 挨拶 及び 視察
- ③有明アリーナ建設嘆願についての準備、記者対応等
- ④各協力社、関係先との折衝、関係団体との連携、各種イベント・セミナー参加
- ⑤中途採用の面接、強化スタッフ契約交渉関連
- ⑥2050年構想活動計画策定準備
- ⑦全日本インカレ男女大会視察 及び 挨拶
- ⑧Vリーグ機構 関連業務

【下山業務執行理事、国際・国内事業本部長】

- ①岩手国民体育大会 開会式挨拶、代表者会議・大会運営
- ②FIVB 総会（アルゼンチン）出席
- ③各種国際大会契約・運営準備等
- ④2017年度入社説明会 挨拶
- ⑤関西ワールドマスターズ大会 総会出席
- ⑥ブロック理事長会 出席

- ⑦天皇杯・皇后杯大会運営（実行委員会、NHK会議等出席）
- ⑧コンプライアンス委員会として相談窓口への通報対応

【井原業務執行理事 業務推進室長、ビーチバレーボール事業本部副本部長】

- ①ビーチバレーボールコートの建設依頼（大田区、品川区、町田市）
- ②アスリート委員会出席
- ③品川区長表敬訪問
- ④内閣府及びスポーツ庁に事業区分についての説明
- ⑤アリーナスポーツ理事会出席
- ⑥協賛社への条件交渉 及び 年末挨拶
- ⑦監査法人の監査対応
- ⑧ビーチバレーボール連盟会長との打合せ

【桐原業務執行理事 ビーチバレーボール事業本部副本部長】

- ①ジャパンツアーファイナルグランフロント大阪大会運営、会議開催
- ②ビーチ関係者会議、ビーチ強化委員会 出席
- ③福島県只見町 来訪対応
- ④スペイン強化合宿 派遣準備、
- ⑤マイナビ訪問（大会開催の御礼）、荒井商事ご挨拶（ご協賛の御礼）
- ⑥公認推薦認定委員会 出席
- ⑦外国人コーチ候補者対応、ディレクター打合せ
- ⑧女子強化指定選手強化練習、男子強化指定選手ミーティング出席

(2) 功労者Ⅱ表彰報告

功労者Ⅱ表彰について、以下の通り報告された。

- 第7期（2016年度）第3回功労者Ⅱ表彰者
茂木 十一（群馬県バレー協会 副理事長）
藤本 勝彦（宮城県バレー協会 常任理事）

以 上